

わたしたちの「街」の 未来を考えよう

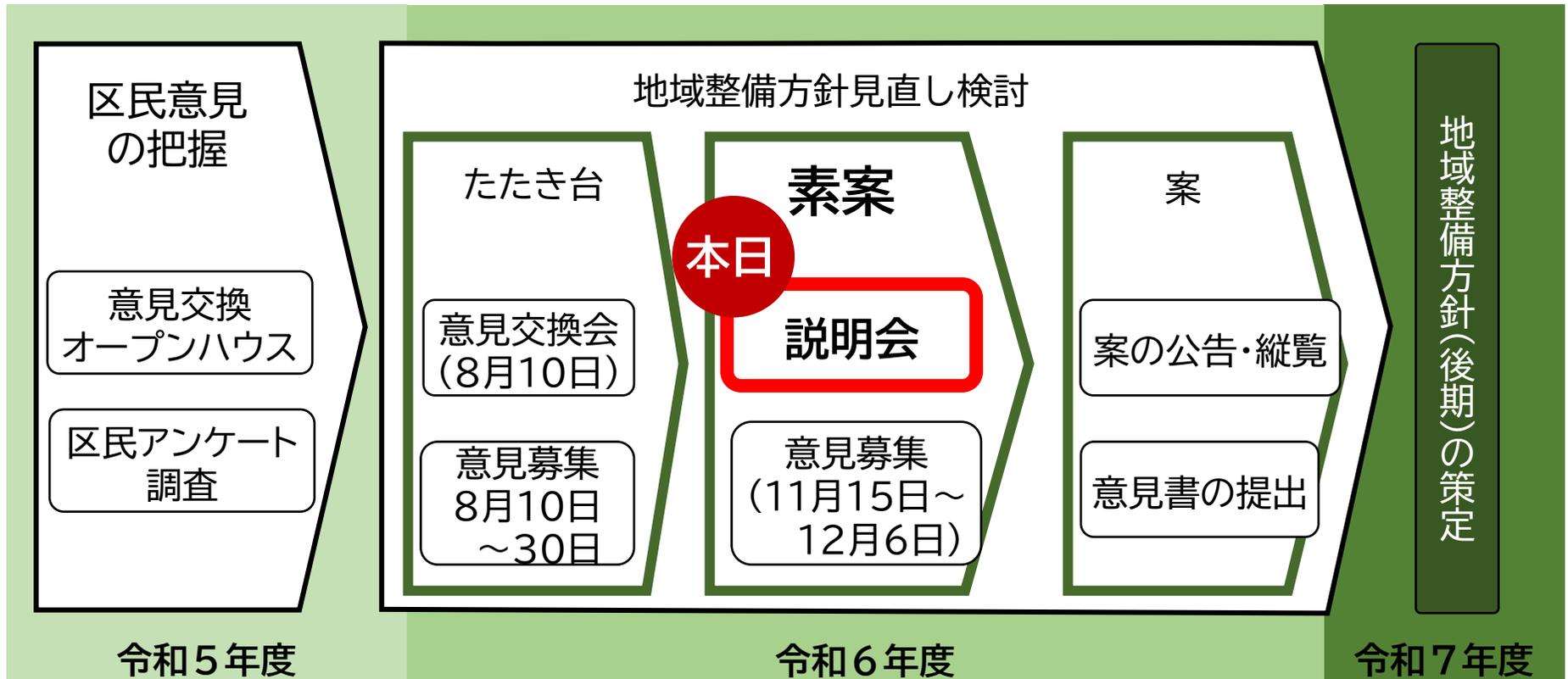
世田谷区都市整備方針『第二部「地域整備方針(後期)」』 世田谷地域 素案説明会

11月16日(土) 午前10時～午前11時30分 @世田谷区民会館 地下1階集会室A
世田谷総合支所 街づくり課

～次 第～

- 10:00 開会
- 10:05 地域整備方針の見直しについて素案説明
- 10:35 質疑応答
- 11:30 閉会

本日の素案説明会について



世田谷地域の「地域整備方針(後期)」素案について、ご説明します。

1. 地域整備方針の見直し

- I. 都市整備方針とは？
- II. 地域整備方針の見直し
- III. たたき台・意見交換会の概要
- IV. たたき台・意見募集の概要
- V. 【世田谷地域】区民意見を踏まえた、
素案への反映内容

I. 都市整備方針とは？

- 「都市整備方針」は、区の都市づくり・街づくりの総合的な基本方針で、以下の二部構成になっています。

都市整備方針

第一部 都市整備の基本方針

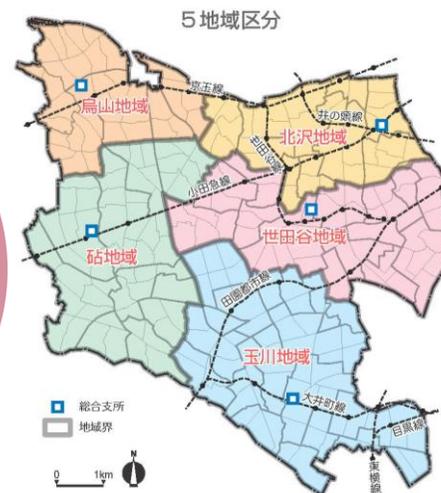
区全体の将来都市像や各地域に
共通する都市づくりの基本方針

第二部 地域整備方針

5つの地域のまちの姿や特性を
活かした身近な街づくりの方針

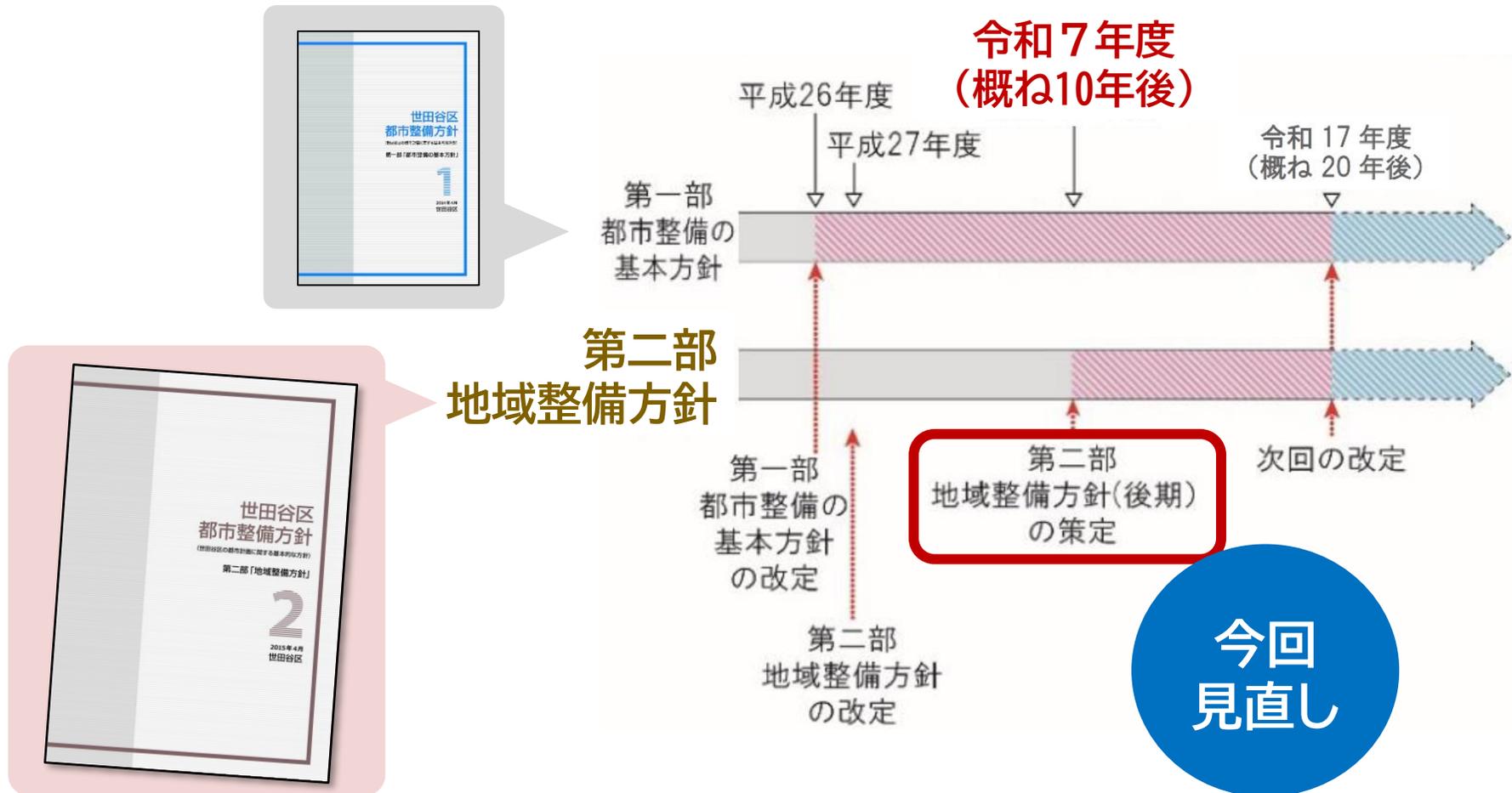
今回
見直し

5つの
地域ごと
に策定



II. 地域整備方針の見直し

- 前回(平成27年)の改定から概ね10年を経過した時点の進捗状況を踏まえ、第二部「地域整備方針」の見直しを行う、としています。
- 第一部「都市整備の基本方針」及び第二部「地域整備方針」の全面的な改定は、第二部「地域整備方針(後期)」の策定から概ね10年後を予定しています。



Ⅲ. たたき台・意見交換会の概要

対 象：在住、在勤、在学の方

内 容：

地域整備方針（たたき台）の説明のあと、グループに分かれ、「大切だと感じた点や、気づいた点」などについて意見を交換。



日程	場所	参加人数
令和6年8月10日(土)	区役所第二庁舎4階大会議室	26名

Ⅳ. たたき台・意見募集の概要

対 象：在住、在勤、在学の方

提出方法：オンライン手続き又は書面（窓口持参・郵送・FAX）により意見書を提出。

募集期間	募集方法	意見書数
令和6年8月10日(土)～8月30日(金)	オンライン、窓口持参、 郵送、FAX	6件

V.【世田谷地域】区民意見を踏まえた、素案への反映内容

意見交換会・意見募集を踏まえた 区民意見の抜粋

テーマⅠ 安全で災害に強いまち

- ・ブロック塀を緑の生垣にしたら災害時にも有効なのではないか。
- ・生垣にする際の助成の周知を徹底。管理にも助成を出せないか。
- ・避難場所を安心・安全な場所にしたい。避難場所とされている小学校が古く、避難場所として自宅より安全なのか疑問。
- ・帰宅困難者の受入れについて考えておく必要がある。
- ・雨庭によって雨水抑制対策を促してはどうか。
- ・グリーンインフラとして雨水タンクを整備したい。

テーマⅡ みどり豊かで住みやすいまち

- ・みどりは量より「質」。植えた後の管理が大事。
- ・公園・緑道にキッチンカーなど楽しめる空間に。
- ・緑道にベンチを増やす。
- ・緑道と公園等をネットワークさせられないか。

素案へ反映した主な項目

テーマⅠ 安全で災害に強いまち

【防災生活圏内の安全性を向上させる】

- 防災生活圏内では、建築物の不燃化や耐震化、地先道路の整備、無電柱化の推進、ブロック塀等の生垣化等による安全対策、消防水利の整備などにより、地区の防災性の向上を図ります。

【避難時の安全性を向上させる】

- 国士舘大学一帯などの広域避難場所等への避難路の安全性向上や防災拠点、緊急輸送道路の機能確保を目的として、周辺の建築物の不燃化・耐震化を進めるとともに、安全で安心できる避難場所の整備を図ります。

【水害を抑制する】

- 浸水被害を軽減するため、グリーンインフラの考え方も活かした雨水流出抑制施設の設置を進めます。

テーマⅡ みどり豊かで住みやすいまち

【みどりとみずを守り育てる】

- 脱炭素地域づくりにもつなげる公共公益施設や生産緑地地区、民有地の多様なみどりを保全・創出し、これらの水循環を支えるみどりの基盤をしっかりと守り、良好な市街地環境の形成を図り、グリーンインフラとして活用します。
- 三軒茶屋駅周辺では、公園の活用に関するマネジメントを検討し、公園と隣接する施設や公共的空間との連携による魅力ある街づくりを進めます。

V.【世田谷地域】区民意見を踏まえた、素案への反映内容

意見交換会・意見募集を踏まえた 区民意見の抜粋

テーマⅢ 交流・活動の拠点をもつまち

- ・若い世代や働く世代が集まりやすい駅周辺に拠点が欲しい。
- ・駅を中心に大学や企業も参加した拠点が欲しい。
- ・小学校・中学校を活動拠点として更なる活用。

テーマⅣ 地域資源の魅力を高めるまち

- ・世田谷地域には世田谷線や駒沢公園、代官屋敷など魅力のあるところが多いが、なかなか訴求できていない。それぞれの場所へのアクセスを良くし、もっとPRしていく必要がある。
- ・旧林愛作邸の土地利用は、自然資源・文化資源・風景資産の保全を重視すべき。低層住宅地区に見合った文化財の保存を求める。

テーマⅤ 誰もが快適に移動できるまち

- ・住宅地の中で制限速度を守らない自動車がいる危険。ハンプや狭さくなど、スピードを抑制する整備をするとういのではないか。
- ・自転車だけでなく電動キックボードなど、多様な交通手段が出てきている。基盤に加えて、ルールやマナーを周知してみんなが快適に多様な交通手段を使えるようになるとうい。

素案へ反映した主な項目

テーマⅢ 交流・活動の拠点をもつまち

【特性に応じた拠点の魅力を高める】

- 広域生活・文化拠点である三軒茶屋駅周辺地区や地域生活拠点である経堂駅周辺地区、区役所周辺地区は、拠点ごとの特性に応じて、様々な機能を充実させるとともに、歴史や文化、街並み等、まちの資源の活用などにより地域の魅力を高めます。
- ふれあい広場をはじめとする人々が集う公園・緑地・公共的空間などの活用により、地域のコミュニティ活動の拠点づくりを進めます。

テーマⅣ 地域資源の魅力を高めるまち

【自然資源や歴史的資産、風景資産を活かし、まちの魅力を高める】

- 大規模な土地利用転換等が想定される地区においては、地域の特性を踏まえて歴史的資産などの保全・活用を図り、周辺と調和した適切な土地利用を誘導します。
- 【地域資源をPRし、愛着を高める】
- 自然・歴史・風景・にぎわいなど、地域の資源を発信し、区民の活動を支援することなどにより、愛着を高めます。

テーマⅤ 誰もが快適に移動できるまち

【誰もが安全・快適に利用できる交通基盤とする】

- 道路整備や駅周辺の拠点整備などでは、歩行環境、自転車利用環境などを整え、誰もが安全で快適に移動できる環境の整備に取り組みます。
- 新たなモビリティの普及やICTの活用による、交通手段の多様化をめざします。

2. 地域整備方針(後期)(素案) について

『第二部「地域整備方針(後期)」』(素案)の構成

はじめに 地域整備方針(後期)策定の考え方

序章 地域整備方針(後期)の位置づけと構成

第1章 世田谷地域

第2章 北沢地域

第3章 玉川地域

第4章 砧地域

第5章 烏山地域

終章 区民主体の身近な街づくりを進めるために

はじめに 地域整備方針(後期)策定の考え方

- I. 見直しの考え方
- II. 計画期間と次期改定に向けて

序章 地域整備方針(後期)の位置づけと構成

- I. 地域整備方針(後期)の位置づけ
- II. 地域整備方針(後期)の目的と役割など

I. 見直しの考え方

2. 第二部「地域整備方針」の見直しの考え方と主な視点

<見直しの視点>

(1)上位計画等との整合や分野別整備方針・計画の反映を図る

(2)世田谷区をとりまく状況等とその対応を整理する

(3)これまでの取組み状況や事業等の進捗状況を踏まえる

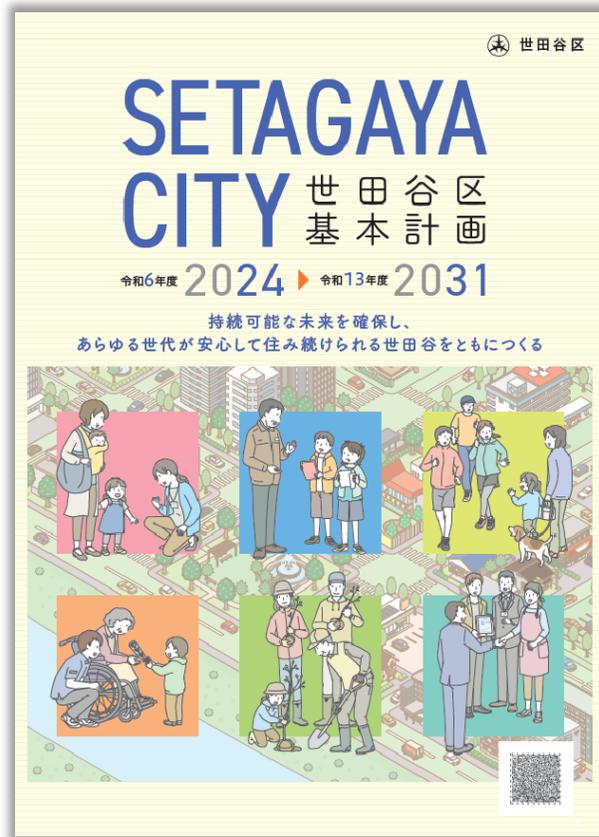
(4)各地域の区民意見を把握した上で見直しの検討を行う

はじめに 地域整備方針(後期)策定の考え方

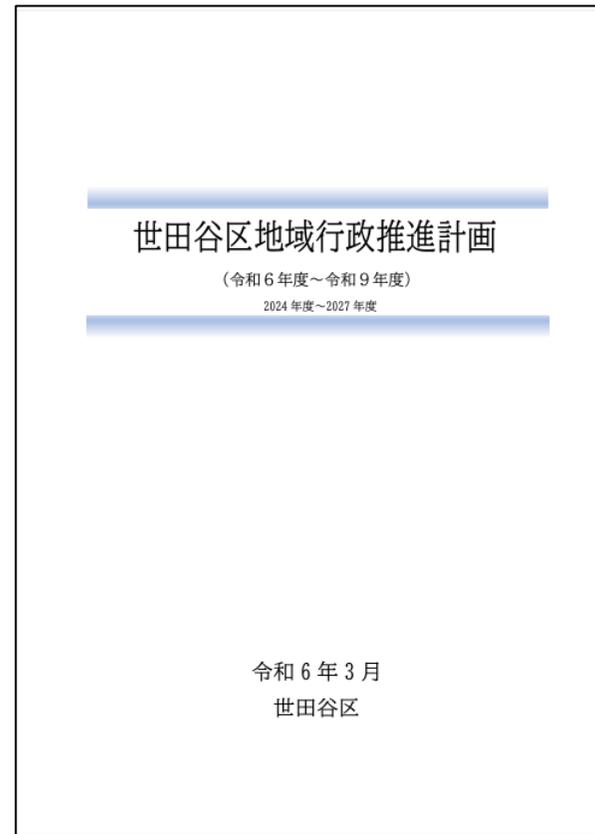
I. 見直しの考え方

2. 第二部「地域整備方針」の見直しの考え方と主な視点

(1) 上位計画等との整合や分野別整備方針・計画の反映を図る



世田谷区基本計画(令和6～13年度)」



世田谷区地域行政推進計画
(令和6～9年度)

など

はじめに 地域整備方針(後期)策定の考え方

I. 見直しの考え方

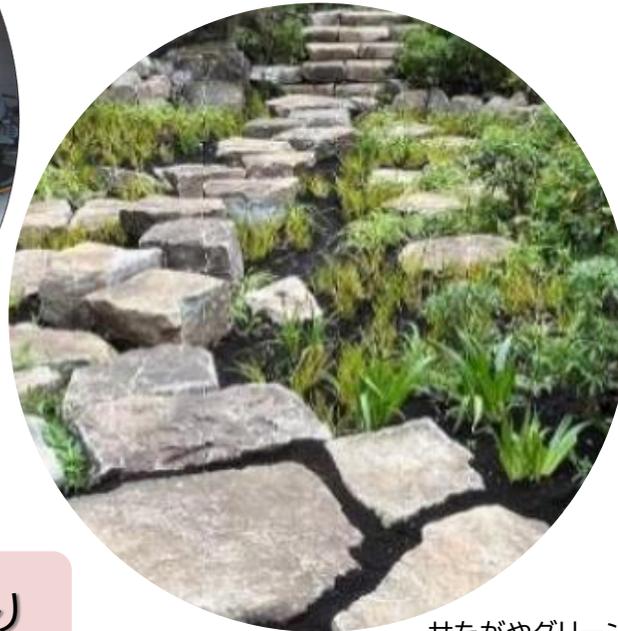
(2)世田谷区をとりまく状況等とその対応を整理する

地域・住民が主体となる街づくり



区民による街点検の様子
世田谷区都市復興プログラムより

安全・安心への関心の高まり



せたがやグリーンインフラ
ガイドラインより

グリーンインフラ



三茶のミライより

ウォーカーブル

脱炭素

など

はじめに 地域整備方針(後期)策定の考え方

I. 見直しの考え方

(3)これまでの取組み状況や
事業等の進捗状況を踏まえる

池尻四丁目・三宿二丁目地区の街づくり

■北沢川緑道の整備



■補助26号線の整備



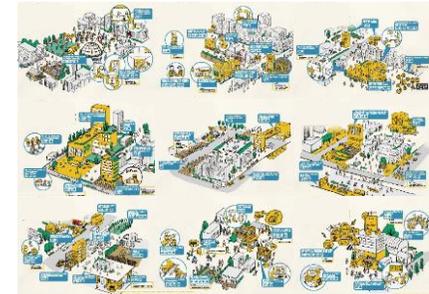
経堂駅周辺の街づくり

■経堂の顔づくり



三軒茶屋駅周辺の街づくり

■三茶のミライ
(三軒茶屋駅周辺
まちづくり基本計画)



区役所周辺地区の街づくり

■松陰神社通り商店街道路整備



太子堂二・三丁目地区の街づくり

■通り抜け路の整備



はじめに 地域整備方針(後期)策定の考え方

I. 見直しの考え方

(4)各地域の区民意見を把握した上で見直しの検討を行う

これまでの区民参加の取組みについて

令和
5年度

意見交換

(11月12日(日):世田谷文化生活情報センター セミナールームA・B)

オープンハウス

(11月12日(日):世田谷文化生活情報センター セミナールームA・B)

(11月13日(月)~17日(金):第三庁舎1階ロビー)

(11月21日(火)若林公園)

(12月4日(月)若林公園)

アンケート調査

(11月10日(金)~12月15日(金))

令和
6年度

(たたき台)意見交換会

(8月10日(土)区役所第二庁舎4階大会議室)

(たたき台)意見募集

(8月10日(土)~8月30日(金))



意見交換の様子(令和5年度)



若林公園でのオープンハウスの様子
(令和5年度)



意見交換会の様子(令和6年度)

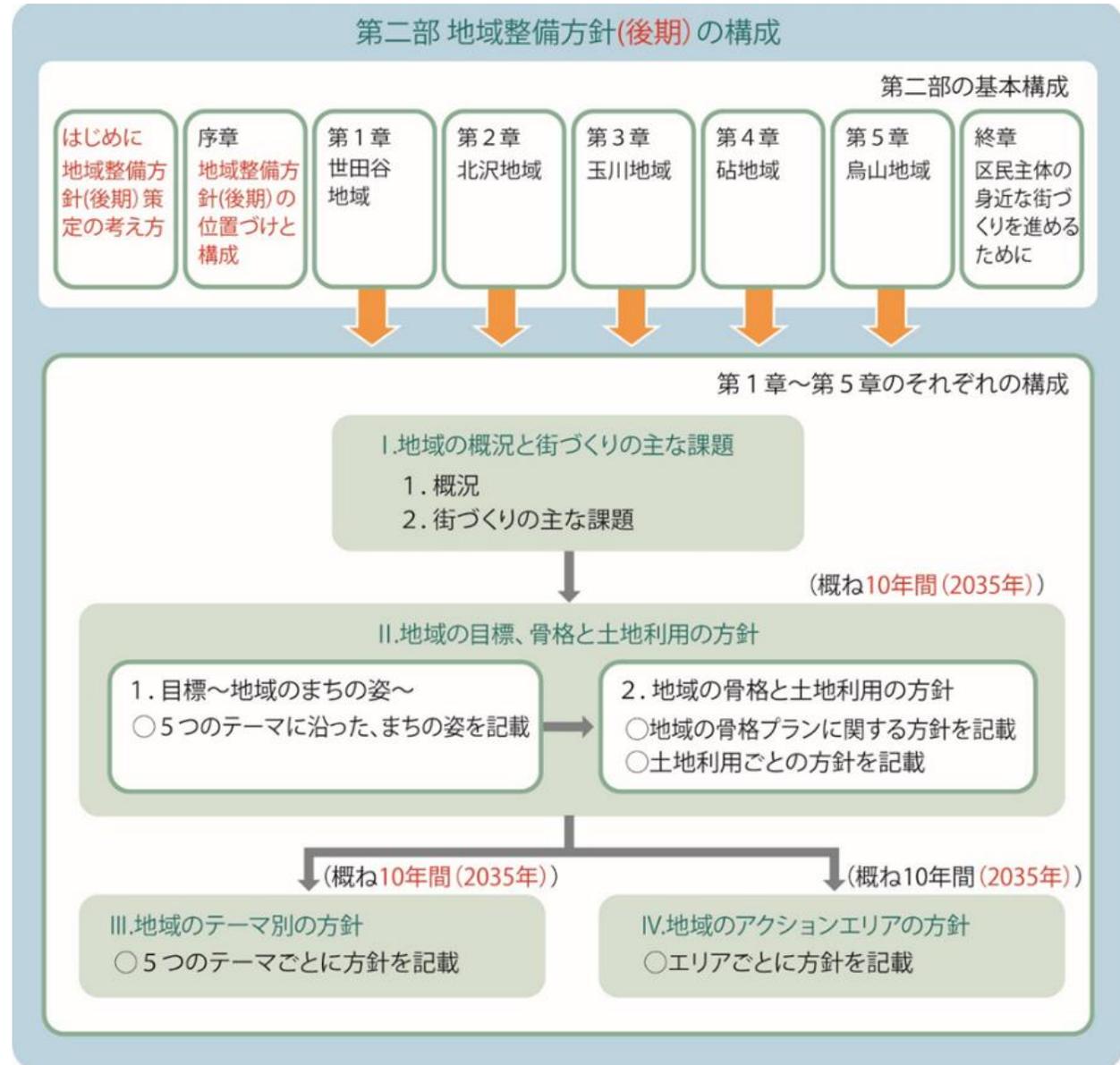
1. 目的と役割

- 地域の目標を定めた上で、より身近で区民生活に密着した地域や地区における街づくりの考え方を明らかにすることを目的とします。
- 区民・事業者と区が協働して地域や地区の街づくりを実現するための方向性を示すとともに、区民主体の身近な街づくりのガイドラインとしての役割を果たします。

序章 地域整備方針(後期)の位置づけと構成

Ⅱ.「地域整備方針(後期)」の目的と役割など(抜粋)

2. 構成の考え方



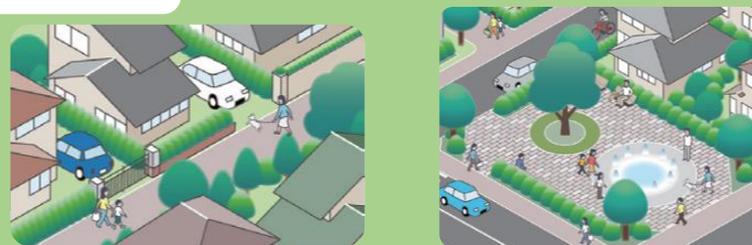
都市整備方針における5つのテーマ

テーマⅠ

安全で災害に強いまちをつくる

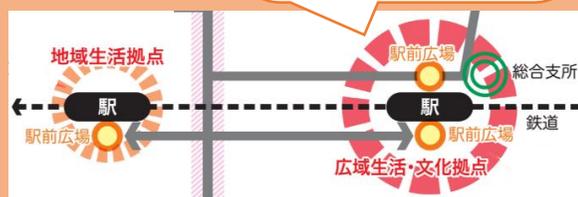


テーマⅡ



みどり豊かで住みやすいまちをつくる

テーマⅢ



活動・交流の拠点をもちまちをつくる

テーマⅣ



地域資源の魅力を高めるまちをつくる

テーマⅤ



誰もが快適に移動できるまちをつくる

第1章 世田谷地域

I. 地域の概況と街づくりの主な課題

II. 地域の目標、骨格と土地利用の方針

III. 地域のテーマ別の方針

IV. 地域のアクションエリアの方針

第2章 北沢地域

第3章 玉川地域

第4章 砧地域

第5章 烏山地域

※赤い文字で記載している個所は、平成27年4月に策定した「地域整備方針」より修正した箇所を赤文字で示しています。

I. 世田谷地域の概況と街づくりの主な課題(抜粋)

2. 街づくりの主な課題

テーマⅠ「安全で災害に強いまちをつくる」に関すること

- 密集市街地や延焼遮断帯となる都市計画道路及び公園のほか、延焼遅延帯となる主要生活道路等が未整備な地区が多いなど、道路の整備や沿道の不燃化に課題があります。
- 道路などの都市基盤施設が十分に整備されないまま、高密度に市街化が進んでいる地区があり、防災上課題となっています。 など

テーマⅡ「みどり豊かで住みやすいまちをつくる」に関すること

- 地域住民一人当たりの公園面積が少なく、区の平均を下回っているため、公園の整備が求められています。 など

テーマⅢ「活動・交流の拠点をもつまちをつくる」に関すること

- 広域生活・文化拠点である三軒茶屋駅周辺地区や地域生活拠点である経堂駅周辺地区、区役所周辺地区においては、にぎわいや活気の維持・誘導、まちの魅力や安全性の向上が課題となっています。 など

テーマⅣ「地域資源の魅力をもつまちをつくる」に関すること

- 大規模な土地利用転換が想定される地区では、地域の特性を踏まえた適切な土地利用が求められています。 など

テーマⅤ「誰もが快適に移動できるまちをつくる」に関すること

- 快適に移動できる歩行環境や自転車利用環境及び交通安全対策のさらなる取組みが望まれています。 など

Ⅱ. 世田谷地域の目標、骨格と土地利用の方針(抜粋)

1. 目標～地域のまちの姿～

地域のまちの姿

- 建築物の不燃化・耐震化が進み、道路や公園などが整備された、**防災性が高く災害に強い安全で安心なまち**
- みどりを保全・創出し、良好な住環境が維持された、**快適に暮らせるまち**
- 各拠点の特性を活かした、誰もが交流でき利用しやすい、**にぎわいと活力のあるまち**
- 歴史的資産や文化・自然・知的資源を活かし育む**魅力あふれるまち**
- 交通ネットワークや生活道路などの交通環境の整備が進み、**誰もが安心して安全で快適に移動できるまち**

II. 世田谷地域の目標、骨格と土地利用の方針(抜粋)

2. 地域の骨格と土地利用の方針

■地域の骨格プラン

拠点や軸等		位置づける場所
生活拠点	広域生活・文化拠点	○三軒茶屋駅周辺地区
	地域生活拠点	○経堂駅周辺地区、区役所周辺地区
	地区生活拠点	○豪徳寺駅・山下駅、千歳船橋駅、松陰神社前駅、上町駅・世田谷駅、池尻大橋駅、駒沢大学駅の各周辺地区
新たな機能を持つ拠点等	災害対策拠点	○区役所周辺地区
都市軸	都市活力と交通の軸	○環状7号線、環状8号線、玉川通り(国道246号)の各道路とその沿道
	主要生活交通軸	○茶沢通り(補助210号線)、補助154号線、世田谷通り(補助51号線)の各道路とその沿道
みどりの拠点及び水と緑の風景軸	みどりの拠点	○三宿の森緑地一帯、世田谷公園一帯、下馬中央公園・学芸大学付属高校、駒沢オリンピック公園、区役所一帯、馬事公苑・東京農業大学一帯、桜丘すみれば自然庭園一帯

■地域の土地利用の方針

駅周辺商業地区

近隣商店街地区

幹線沿道地区

地区幹線沿道地区

低層住宅地区

住宅地区

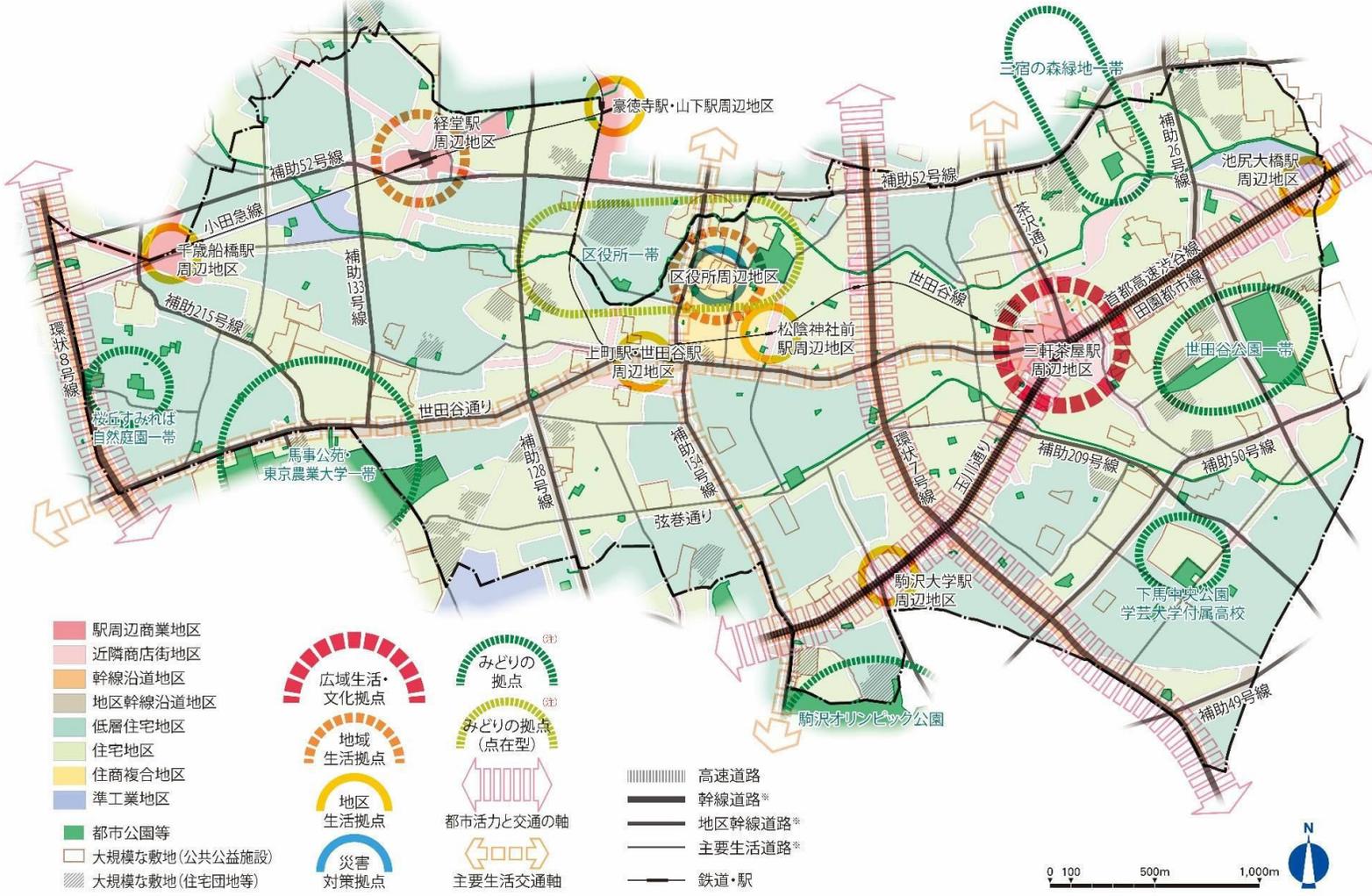
住商複合地区

準工業地区

II. 世田谷地域の目標、骨格と土地利用の方針(抜粋)

2. 地域の骨格と土地利用の方針

世田谷地域の骨格と土地利用の方針図



大規模な土地利用転換の際は、都市基盤整備を進めるとともに、地区の特性や周辺住宅地と調和した土地利用を誘導する。
 (注)みどりの拠点は、「みどりの基本計画(平成30年3月)」の位置づけを反映している。

Ⅲ. 世田谷地域のテーマ別の方針(抜粋)

テーマⅠ 安全で災害に強いまちをつくる

【延焼遮断帯や延焼遅延帯の整備を進める】

- 延焼遮断帯を構成する都市計画道路の整備にあわせ、沿道の不燃化を進めます。
- ミニ防災生活圏の形成を図るため、延焼遅延帯の整備を促進します。

【防災生活圏内の安全性を向上させる】

- 防災生活圏内では、建築物の不燃化や耐震化、地先道路の整備、無電柱化の推進、ブロック塀等の生垣化等による安全対策、消防水利の整備などにより、地区の防災性の向上を図ります。 など

【避難時の安全性を向上させる】

- 国土舘大学一帯などの広域避難場所等への避難路の安全性向上や防災拠点、緊急輸送道路の機能確保を目的として、周辺の建築物の不燃化・耐震化を進めるとともに、安全で安心できる避難場所の整備を図ります。

【復興に備える】

- 復興まちづくりを円滑に進めていくために、平時から復興手順や役割分担の整理を図ります。被災後は本方針や地区計画等を踏まえて早期の復興まちづくりに取り組みます。

Ⅲ. 世田谷地域のテーマ別の方針(抜粋)

テーマ I 安全で災害に強いまちをつくる

【災害時の拠点機能を強化する】

○区役所が災害対策拠点であることを踏まえ、防災や減災の観点に加え、人や物資の流れが円滑になるよう配慮し、災害に強い拠点を形成します。

【水害を抑制する】

○浸水被害を軽減するため、グリーンインフラの考え方も活かした雨水流出抑制施設の設置を進めます。

【日常の安全・安心を確保する】

○建築物の建て替えの機会を捉え、効果的・効率的な狭あい道路の拡幅整備を進め、日常の安全・安心な街づくりを進めます。

Ⅲ. 世田谷地域のテーマ別の方針(抜粋)

テーマⅡ みどり豊かで住みやすいまちをつくる

【みどりとみずを守り育てる】

- 三軒茶屋駅周辺では、公園の活用に関するマネジメントを検討し、公園と隣接する施設や公共的空間との連携による魅力ある街づくりを進めます。 など

【地区特性に応じたみどり豊かな住宅地を形成する】

- 屋敷林、社寺林、農地などの多様な生きものが生息・生育する場の保全とともに、生きものに配慮した場を創出し、区民や事業者及び関連団体等との協働によるみどり豊かな街づくりを進めます。 など

【住みやすいまちをつくる】

- 複数の街づくりが連続して行われる区域において、必要が生じた場合は、統一的な街づくりの方針を示し区域全体の融合を図ります。

Ⅲ. 世田谷地域のテーマ別の方針(抜粋)

テーマⅢ 活動・交流の拠点をもつまちをつくる

【特性に応じた拠点の魅力を高める】

- 広域生活・文化拠点である三軒茶屋駅周辺地区や地域生活拠点である経堂駅周辺地区、区役所周辺地区は、拠点ごとの特性に応じて、様々な機能を充実させるとともに、歴史や文化、街並み等、まちの資源の活用などにより地域の魅力を高めます。
- ふれあい広場をはじめとする人々が集う公園・緑地・公共的空間などの活用により、地域のコミュニティ活動の拠点づくりを進めます。 など

Ⅲ. 世田谷地域のテーマ別の方針(抜粋)

テーマⅣ 地域資源の魅力を高めるまちをつくる

【自然資源や歴史的資産、風景資産を活かし、まちの魅力を高める】

○大規模な土地利用転換等が想定される地区においては、地域の特性を踏まえて歴史的資産などの保全・活用を図り、周辺と調和した適切な土地利用を誘導します。
など

【新たな地域資源を創出する】

○まちの魅力や特性を活かしたルールづくりや、地域の知的資源の活用などにより、新たな地域資源の創出を図ります。

【地域資源をPRし、愛着を高める】

○自然・歴史・風景・にぎわいなど、地域の資源を発信し、区民の活動を支援することなどにより、地域への愛着を**高めます**。

Ⅲ. 世田谷地域のテーマ別の方針(抜粋)

テーマⅤ 誰もが快適に移動できるまちをつくる

【地先道路の整ったまちをつくる】

○幹線道路、地区幹線道路と主要生活道路で囲まれた地区ごとに、街づくりのなかで地先道路の適切な配置を検討し、整備を進めることにより、地区の安全性と快適性、防災性を向上させます。

【誰もが安全・快適に利用できる交通基盤とする】

○世田谷区役所周辺地区では、「世田谷区移動等円滑化促進方針(令和5年6月)」における「促進地区」として、駅や公官庁施設、福祉施設、商業施設など高齢者、障害者等が日常生活において利用する施設・経路の移動等の円滑化を促進します。
など

【歩いて楽しめる魅力づくりを進める】

○座れる場づくりの推進により、安全で安心な歩行者ネットワークを形成するなど、人中心の歩いて楽しい街づくりを進めます。

アクションエリアについて

【5.「IV. 地域のアクションエリアの方針」について】
における記載内容(抜粋)

地域のまちの姿を実現するため、区民・事業者・区が協働し、今後、概ね10年間にわたり街づくりを優先的に進めていく地区

アクションエリア

地区の特性を踏まえ、地区計画や地区街づくり計画などを策定し、街づくりを進めていく地区

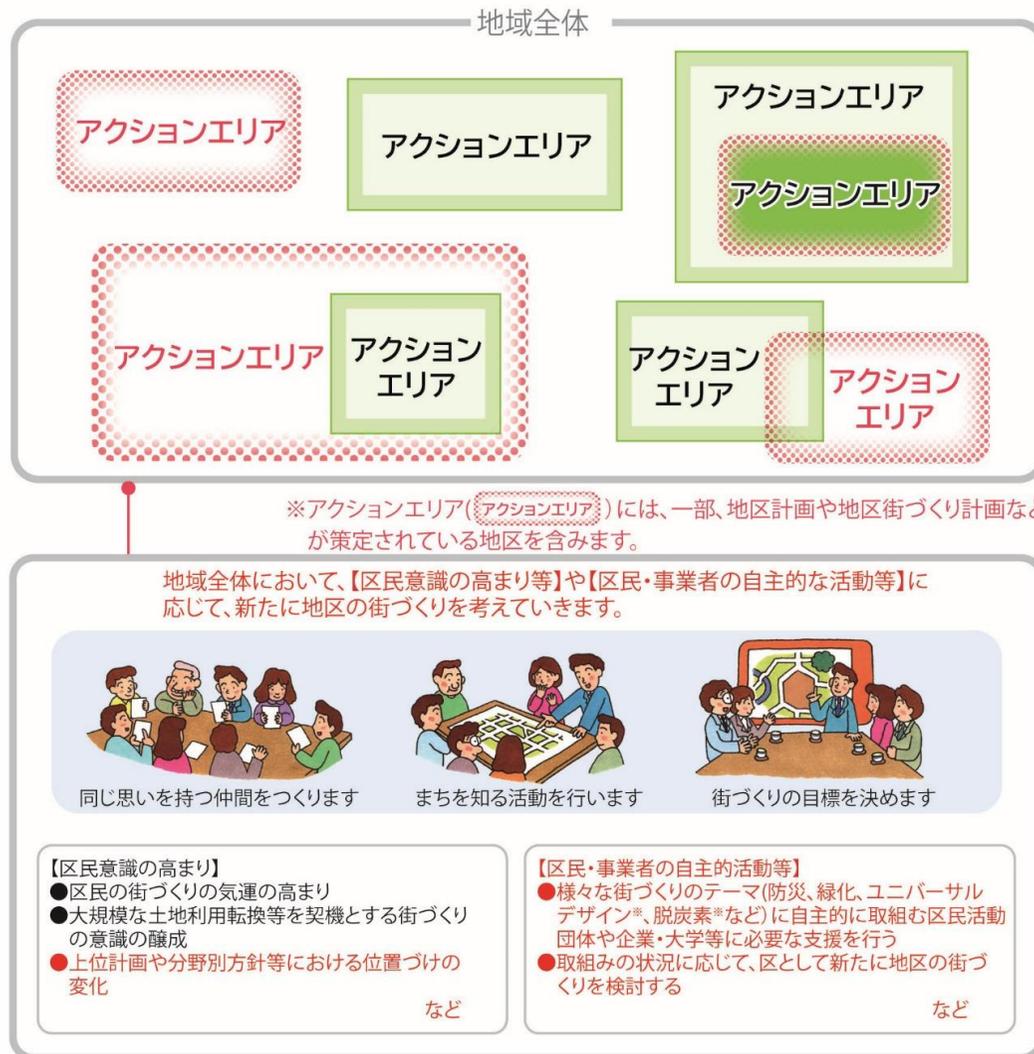
アクションエリア

既に策定された地区計画や地区街づくり計画などに基づき、街づくりを進めていく地区

アクションエリア

地区計画等策定後、更なる街づくりの検討を行い、街づくりを進めていく地区

地域全体における地区の街づくりの考え方



なお、各地域の全域を対象に、地域のテーマ別の方針に基づき街づくりを進めます。

IV. 世田谷地域のアクションエリアの方針(抜粋)

1. 地区計画などを策定し、街づくりを進めていく地区

4地区

1-①経堂駅周辺地区【継続】

1-②駒沢一丁目1番地区【新規】

1-③三軒茶屋一丁目地区【新規】

1-④三軒茶屋駅周辺地区【継続】

1-①経堂駅周辺地区【継続】

○駅周辺における交通結節機能の強化、防災性の向上及び魅力的な商業環境の育成、環境にやさしいまちの形成を図り、地域生活拠点として活気やにぎわいを維持、発展させるとともに、市街地環境の動向にあわせ、駅前広場の機能の確保等、地区街づくり計画に基づき街づくりを進めます。
など



経堂駅前

1-②駒沢一丁目1番地区【新規】

○土地利用転換の際は、歴史的資産の保全・活用を図るためのオープンスペースの確保など、地域の特性を踏まえて、高度利用を図りつつ周辺と調和した適切な土地利用を誘導します。
など



旧林愛作邸

IV. 世田谷地域のアクションエリアの方針(抜粋)

1. 地区計画などを策定し、街づくりを進めていく地区

1-③三軒茶屋一丁目地区【新規】

○三軒茶屋駅周辺地区とあわせて、にぎわいの創出や利便性の向上を図り、住宅地との調和に配慮した街づくりに取り組みます。

など



三軒茶屋一丁目(栄通り商店街)

1-④三軒茶屋駅周辺地区【継続】

○「三茶のミライ(三軒茶屋駅周辺まちづくり基本計画)」に基づき、三軒茶屋の歴史と個性を継承・強化し、まちの滞在性・回遊性・防災性を向上するため、区民・事業者との連携・協働によるソフトとハードが一体となったまちづくりを進めます。

など



三軒茶屋駅周辺

IV. 世田谷地域のアクションエリアの方針(抜粋)

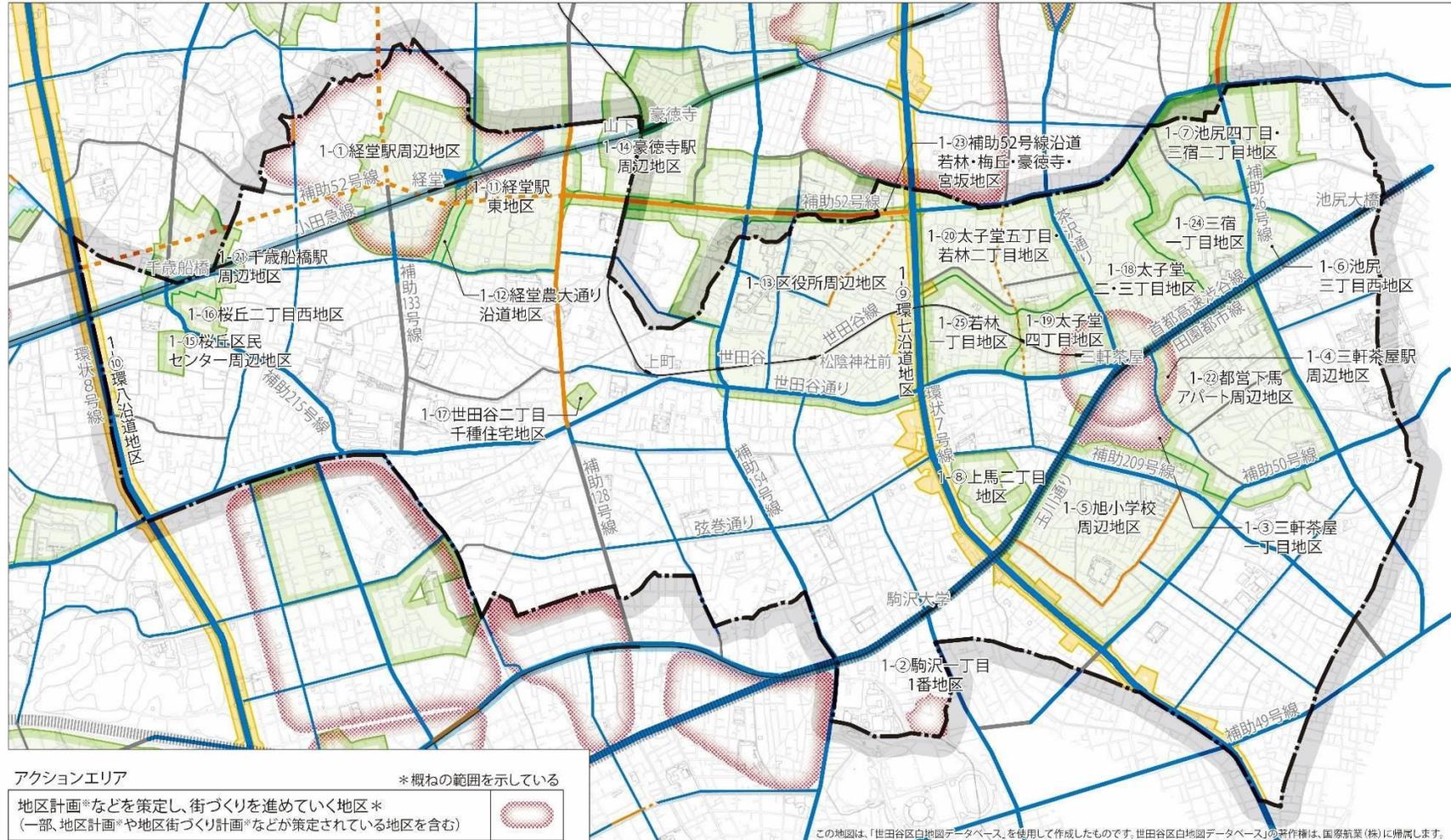
2. 既に策定された地区計画などに基づき、街づくりを進めていく地区

21地区

- 1-⑤旭小学校周辺地区【継続】
- 1-⑥池尻三丁目西地区【継続】
- 1-⑦池尻四丁目・三宿二丁目地区【移行1】
- 1-⑧上馬二丁目地区【継続】
- 1-⑨環七沿道地区【継続】
- 1-⑩環八沿道地区【継続】
- 1-⑪経堂駅東地区【継続】
- 1-⑫経堂農大通り沿道地区【継続】
- 1-⑬区役所周辺地区【継続】
- 1-⑭豪徳寺駅周辺地区【継続】
- 1-⑮桜丘区民センター周辺地区【継続】
- 1-⑯桜丘二丁目西地区【継続】
- 1-⑰世田谷二丁目千種住宅地区【継続】
- 1-⑱太子堂二・三丁目地区【継続】
- 1-⑲太子堂四丁目地区【継続】
- 1-⑳太子堂五丁目・若林二丁目地区【移行1】
- 1-㉑千歳船橋駅周辺地区【継続】
- 1-㉒都営下馬アパート周辺地区【移行1】
- 1-㉓補助52号線沿道若林・梅丘・豪徳寺・宮坂地区【移行1】
- 1-㉔三宿一丁目地区【継続】
- 1-㉕若林一丁目地区【継続】

IV. 世田谷地域のアクションエリアの方針(抜粋)

世田谷地域のアクションエリア



アクションエリア * 概ねの範囲を示している

地区計画*などを策定し、街づくりを進めていく地区* (一部、地区計画*や地区街づくり計画*などが策定されている地区を含む)	
既に策定された地区計画*などにに基づき、街づくりを進めていく地区	地区計画*や地区街づくり計画*などが策定されている地区
	沿道地区計画*が策定されている地区
	土地区画整理事業*が完了した区域で、地区計画*が策定されている地区

都市計画道路・主要生活道路*の整備状況

幹線道路* 地区幹線道路* 主要生活道路*	整備済・概成
	事業中(個別対応事業適用路線*を含む)
	優先整備路線*
	未整備

都市高速鉄道の整備状況

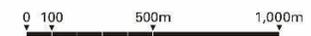
	整備済
	事業中

高速道路の整備状況

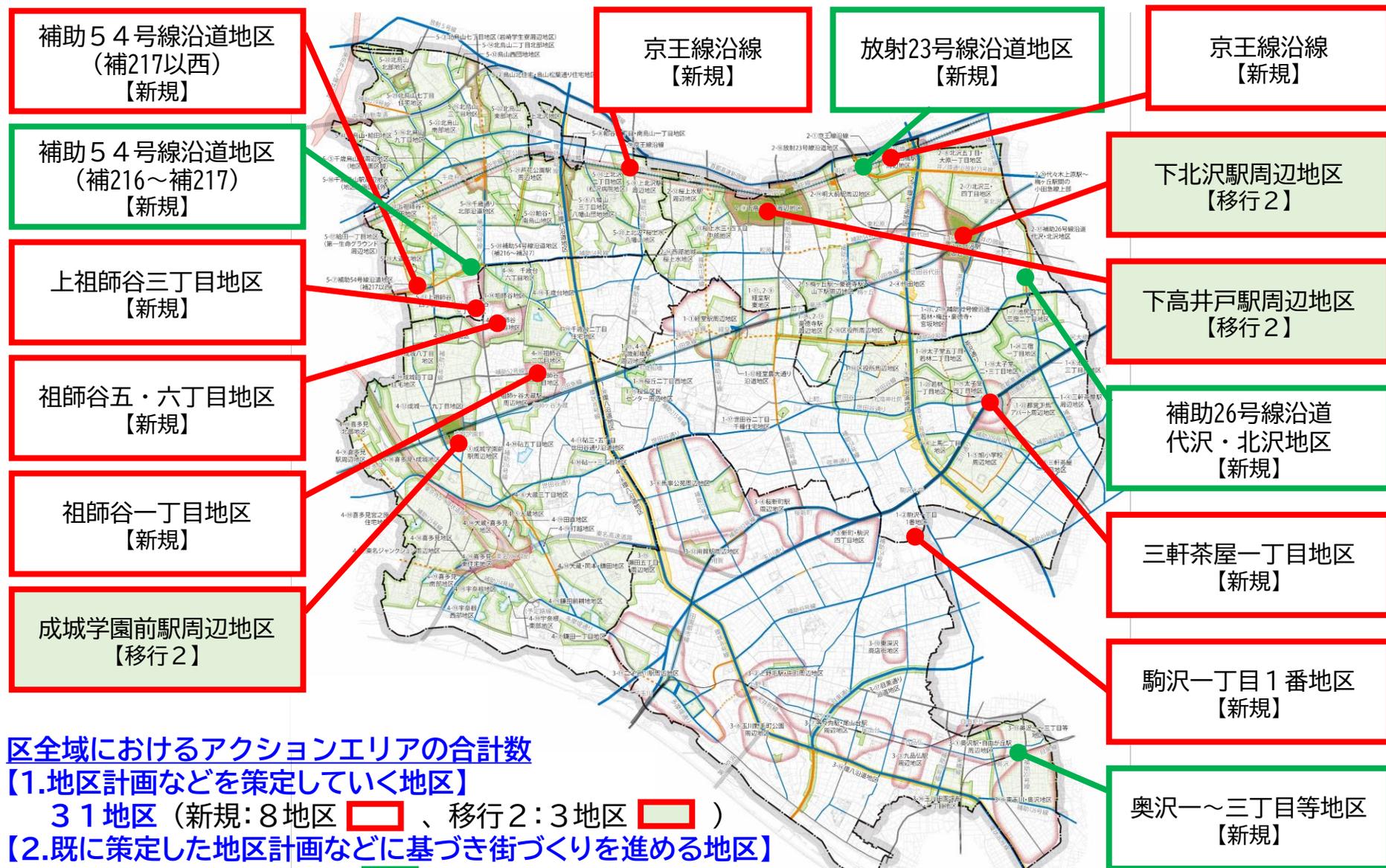
	整備済
--	-----

—— 鉄道・駅

アクションエリア以外の地区についても、街づくりの気運の高まりなどに応じて、新たに街づくりの検討を行う。



世田谷区全域のアクションエリア



区全域におけるアクションエリアの合計数

【1.地区計画などを策定していく地区】

31地区 (新規: 8地区 、移行2: 3地区)

【2.既に策定した地区計画などに基づき街づくりを進める地区】

73地区 (新規: 4地区)

合計104地区 (新規: 12地区、移行2: 3地区)

終章 区民主体の身近な 街づくりを進めるために

- I. 地域の街づくりにおける都市整備方針の位置づけ
- II. 区民主体の身近な街づくりの実現に向けて

○詳細は、お手元にある世田谷区都市整備方針『第二部「地域整備方針(後期)」』(素案)概要版をご確認ください。

○世田谷区都市整備方針『第二部「地域整備方針(後期)」』(素案)の全文は、ホームページで公開しています。